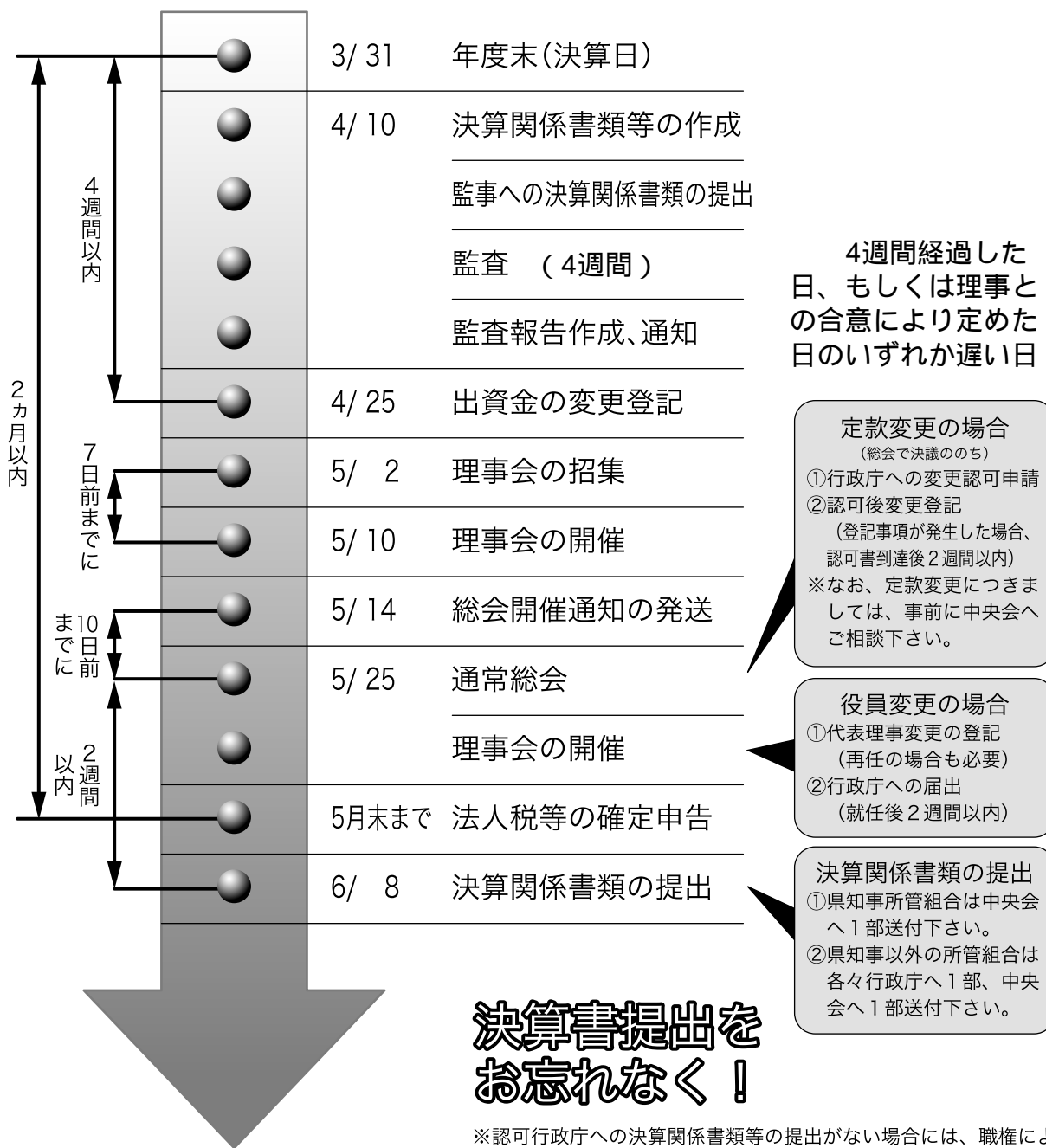


組合決算期の事務手続き手順

決算日を3/31、理事会を5/10、通常総会を5/25と仮定した場合



決算書提出をお忘れなく！

※認可行政庁への決算関係書類等の提出がない場合には、職権により組合が解散命令の対象になります。又、各手続きにおいて法令違反、定款違反等があると罰則等の対象にもなることがありますのでご注意下さい。

中央会ホームページには、決算関係書類、総会議事録、役員変更届、定款変更認可申請書などの様式がそろっております。どうぞご利用下さい。

組合届出等の各種ダウンロード
<http://axis.or.jp/chuokai/download.htm>

2019.3